

事務局：委員会開催にあたり、事務局より報告があります。

端憲二前委員は、秋田県立大学をご退職なされまして、それとともに委員を退任されました。

公共事業評価専門委員会の委員数は10名となりましたが、専門委員会の委員は15人以内と規定されておりますので、委員数には問題ないことを念のため、お知らせいたします。

また、開会にあたり、委員総数10名の全員の方が出席しておりますので、「秋田県政策等の評価に関する条例」第13条第3項に定める定足数を満たしていることを報告いたします。

続いて、県側の出席者を紹介いたします。

はじめに、農林水産部の出席者です。

清野農林水産部次長です。

保坂農山村振興課長です。

藤原農山村振興課政策監です。

次に、建設交通部から

星野建設交通部次長です。

阿部都市計画課長です。

柴田道路課長です。

石黒河川砂防課長です。

柴田建設交通政策課政策監です。

菅原港湾空課課主幹です。

では、ここからの進行は、進藤委員長にお願いいたします。

委員長：ただいまから、公共事業評価専門委員会を開催いたします。本日の委員会は、予定としては、15時30分終了を目処に進めたいと思いますので、時間はありますが効率よく進めたいと思います。

それでは、本委員会に諮問があった事項についての審議に入ります。最初に事務局の方から説明を求めます。

事務局：それでは、私の方で9月12日にお渡しした資料の説明をさせていただきます。諮問案件は19件で、うち、農林水産部所管事業の新規箇所評価8件、建設交通部所管事業の新規箇所評価11件となっております。

前回も説明しましたが、新規箇所評価は、県が新たに実施しようとする公共事業の必要性や緊急性などを評価するもので、翌年度の事業着手について有識者の意見を聞いて判断するためのものです。1次評価として、事業担当課長の評価を行った後、評価制度全体を所管する総合政策課、財政課が、ヒアリング調査を行っております。これらの結果を踏まえて総合政策課長が2次評価を実施し、さらに財政課長の意見を付した上で、その結果を新規箇所選定会議に提示します。

新規箇所選定会議は、知事、副知事以下で構成されるもので、今年度は、9月1日に開催されております。

本日、委員会に諮問させていただいた、新規箇所19件についての最終評価結果は、全て「選定」となっております。選定会議の詳細については、お手元の方にお配りしたA3横のものに概要という形で付けさせていただいております。評価結果の欄に総合政策課長の2次評価、財政課長の意見が記載されております。

この新規箇所選定会議を受けまして、知事から秋田県公共事業評価専門委員会委員長あてに諮問という文書が出されております。以上です。

委員長：ありがとうございました。

諮問のありました19件の事業について、早速審議を行いたいと思います。なお、時間の都合上、県からの概要説明箇所は、農林水産部が8件のうち1件、建設交通部が11件のうち5件について、あわせて19件のうち6件を抽出して説明させていただきたいと思います。その前に、抽出にあたっての概要について、

事務局より説明をお願いします。

事務局：委員長がおっしゃったとおり公共事業評価専門委員会にお諮りする案件は全部で19件なのですが、時間の制約がありますので、説明の必要性が高い箇所を抽出した上で概要説明を各課より行っていただいて、その後に説明箇所以外も含めた全諮問箇所の質疑応答を行いたいと考えております。

概要説明を行う箇所の抽出における基本的な考え方は、同一事業であれば、その中から一番事業費が多い箇所、または説明しなければならない箇所、他に、県の対応方針が、新規箇所で「保留」、継続箇所で「見直し」「中止」終了箇所で「妥当性が低い」として諮問された場合は、優先的に抽出して説明することになっております。今回の諮問箇所には、このような箇所はありませんでした。

なお、各課より概要説明をする際には、抽出理由も含めて説明させていただきます。以上です。

委員長：説明のとおりでございますが、各委員からの質疑・意見は抽出箇所に限定しないで19件全てが対象になりますのでお気づきの点ありましたら何なりと意見を出していただきたいと思います。それでは、農林水産部の方から始めたいと思います。

農山村振興課長：農山村振興課の保坂と申します。失礼ながら座って説明させていただきます。よろしくお願いします。

私からは農山村振興課が所管致します新規箇所評価8地区についてご説明申し上げます。いずれの地区もほ場整備事業であります農地集積加速化基盤整備事業でございます。国の補助事業であります農地集積加速化基盤整備事業とは、名前のとおり担い手等への農地集積を加速的に図ると共に、法人などの高度な経営体を育成することを目的とした事業でございます。

国では食料自給率向上の観点からも、農地集積率を現況よりも10%以上、上げる。例えば20%の現況の集積率であれば30%の集積率に上げるということを条件としておりますが、県では本事業の採択にあたり、県の目標であります農地集積率70%というものを基本に、この事業に70%という条件をあえて付加して選定の基準としているところでございます。

今回の8地区につきましては、法人を中心に担い手への農地集積率は最低で73%、最高では地区全体で100%を集積する計画となっております。

それでは8地区の中から代表と致しまして、最も事業面積が大きく、また、今回の評価点が高い地区となっております大仙市の中仙中央地区について概要を説明させていただきます。農一新7と書いているインデックスの1頁をお開き下さい。

1番、事業の概要ですが、総事業費は34億4,000万円で、国庫補助率は55%、県が27.5%、市が10%、地元農家が7.5%の負担となっております。受益面積は256.7ha、関係農家戸数は265戸、事業期間は平成24年から29年までの6箇年となっております。事業効果率把握の手法では成果指標と致しまして、県の農地集積目標70%に対し88%となっていることから、割り返して達成率を127%にしております。

続きまして5頁をお開き下さい。中仙中央地区は大仙市の東側、旧中仙町に位置しております。地区の西にはJR田沢湖線、北側には一級河川斉内川があり、それに隣接する水田地域でございます。国営仙北平野で作られた玉川頭首工から幹線一号用水路を取水源として、同時にスタートしました県営仙北平野地区から本地域に取水しております。

続きまして7頁のA3版、カラー版に「おらほの^{ゆめ}愉芽語り農業」と書いてあります。左中程のオレンジ色の枠の地域の特徴①ですが、現況では42ha、約15%の集積率ですが、平成25年3月に設立する4法人が受益面積の約89%の集積をして地域農業を担っていく計画としております。

地域の特徴②ですが、説明ペーパーの中央部上の経営形態計画図をご覧ください。緑色で示しました金鏡、ピンクで示しました上黒土、オレンジで示しました下黒土、青色で示しました長野の4法人が連携して地域全体でまとまった団地のブロックローテーションを行い、約45haの大規模な大豆団地を運営するなど、大区画化によるスケールメリットを最大限に生かした営農を計画しております。

地域の特徴③から⑤ですが、総合商社系列の業務用野菜卸業者とキャベツの契約栽培を行い、全国70店舗を経営する企業への供給やお酒の会社であきたこまちを100%使った、商品開発が行われています。

続きまして、新規箇所評価の内容についてご説明致します。お手数ですが2頁目にお戻り下さい。2頁目の所管課の1次評価の内容と右側の3頁目に評価の内訳を記載しておりますので、お手数ですが対比してご覧下さい。一次評価については必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度の5つで構成され、合計92点となっております。

2番目の緊急性については2頁の特記事項の他、地区に隣接する斉内川の本地域に関係する河川改修が今年度から平成26年度まで予定されております。河川用地のほ場整備による換地も活用した創出や相互の事業間調整を図ることなども加味し、20点満点のうち16点となっております。

4番目の効率性では、国の効果算定マニュアルの最新版から計算し、費用対効果として1.76となっております。また、10a当たりの事業費が134万円と国の指標となっております10a当たり200万に対して67%と70%以下であることから15点の満点となっております。

5番目の熟度については関係農家で組織する事業推進協議会が法人の経営など各検討班を立ち上げて、平成20年から3年間で100回以上の協議を重ね、大豆やアスパラの生産拡大の他、契約栽培によるキャベツの導入など、具体的な計画も立てております。

このように地域ぐるみで農業振興を検討した結果として、本事業への参画を決定したものであり、事業推進体制は活発であることから、25点満点で23点となっております。なお、今日現在は関係する農家全戸が事業実施に同意致しております。以上のことから判定欄に記載しておりますように、総合評価点は92点となりまして判定ランクは優先度がかなり高いのIとなっております。他の7地区におきましても、86～92点の評価となっております。全て判定はIとなっております。

また、今回の東日本大震災では東北太平洋沿岸部6県の農地の流出や浸水など未曾有の被害が発生し、現時点で判明している被害面積は2万3,600haと本県の水田面積約13万haの18%にあっております。こうした中で、本県が引き続き日本の食料基地としての役割を果たしていくためには、本県農業の強みである水田をフルに活用しながら安全な食料を継続的に供給していくことが必要であり、ほ場整備の役割は大きいものと考えている次第でございます。

以上、農山村振興課所管の新規事業について簡単にご説明しましたが、よろしくご審議下さるようお願い致します。以上です。

委員長：ありがとうございました。所管の8件が同種の事業のため、代表的な一つを中心に説明いただきましたが、その他の事業を含め、委員の皆様から質問・意見を承りたいと思います。

初めに、私から失礼ですが、以前にお願いしたことを反映していただき、付属資料の地図、図面等の表示が非常に丁寧に行われているので見やすく改善されています。それを御礼申し上げます。

次に3つの質問をお願いします。初めに、農一新1の調書1頁の事業期間についてです。これが8件とも平成24年～29年度の6年間になっています。事業費の規模や事業規模と関係なく6年と決められているのか、その根拠を教えてください。

2番目は、最下段の指標の目標値70%が、すべて70%になっている理由を教えてください。

3番目は、冒頭申し上げた図を拝見しますと、例えば説明のあった7の7頁「おらほの愉芽語り農業」というタイトルや、調書の事業目的等に記載のあるとおり、野菜等の転作作物と複合経営が非常に強調されております。豆、枝豆やアスパラといった転作作物への転換を主目的とした事業なののでしょうか。秋田のお米はおいしく、そして実際に売れている。その米の重要性と、そればかりではなく、他の転作作物の生産も強化する必要がある。その重要性を、それぞれどのように位置づけ、どのような姿にしていくことを目的とした事業なのか教えてください。

農山村振興課長：事業期間6年ではありますが、これは当初私共の目的として長く事業を続けるという形になってしまうと、だんだん効果が薄れてしまうという形もありまして、4頁の効果算定の欄にも書かせていただきましたが、耐用年数関係を40年として事業期間を6年という形でしぼっております。

委員長のお話のとおり、今後の予算関係においては当然のことながら長くなることも予測されております。

2番目の指標70%につきましては先程申し述べましたが、県全体の目標として秋田の農地の集積を図りながら効率的な農業を進めようという目的の数字が70%になっております。これから始める土地改良事業関係のほ場整備にあたっては、この70%を少なくともクリアしないと採択しないという条件の形のもとに70%という厳しいハードルをつけて、今回皆さん頑張って70%以上を達成するという形で捉えてきたところでございます。

3番目の複合経営についてご説明します。秋田県農業の特色というのはやはり水田というものを基本にして稲作を大昔から行ってまいりました。大豆であったり麦であったり、これに米も含めて土地利用型農業と言っております。ということはほ場を作ることによって例えば夫婦二人で10haだとか20haだとか大きい機械を使ってやれるというのが土地利用型農業でございます。

一方、例えばキュウリであったり、今回のキャベツであったりアスパラガスの栽培には、10aでも大変な労力がかかります。これは集約型農業というんですが、野菜などは非常に単価も高いんですが労力もかかるということで、秋田県とすると整備されたほ場を有意義に使いながら、それこそ戸別補償関係であれば大豆の関係で補助金をいただけるということと、先程申しましたスケールメリット、大きくしたほ場を生かしながら大豆などを植えていく。その他にリンドウであったりキャベツであったり、非常に手間がかかるがお金が儲けられるものをうまく組み合わせ、冬であれば秋田の場合雪が降るというデメリットがあるんですがハウス栽培への投資も考えていくというのが複合経営ということで、それぞれの地域それぞれの地区でそれぞれ特色ある露地物栽培を取り入れて計画しているところでございます。以上でございます。

委員長：ほ場整備をしないと、野菜等の栽培が不可能、または採算ベースに届かない。そのままでは、従来通りに米だけを育てるしかなくなってしまいます。それなので、「米＋転作作物」という汎用型の農地にするためにこの事業によって、支援するというのでしょうか。

農山村振興課長：おっしゃるとおりだと思います。

委員長：ありがとうございました。

中嶋委員：2つ質問をお願いします。1つ目は、ほ場整備に耐用年数はあるのでしょうか。

2つ目は、農業法人に参画している方々の年代についてです。高齢の方もおられると思うのですが、将来、その方々が農業を続けられなくなったとき、「後継者の育成」について、県ではどの程度、把握しているのでしょうか。

農山村振興課長：耐用年数についてお話しします。色々工種について分かれております。例えばコンクリート水路では20年とか30年とか決まっています。区画整理については耐用年数100年となっております。それぞれを加重平均して耐用年数を決めております。

細かく説明すると難しくなるんですが、整地工そのものは100年という計算で、コンクリート水路関係、あとは金物関係によってもそれぞれ違ってまいります。それぞれの事業によって異なるということでございます。

続きまして、高齢者の問題でございますが、評価のポイントとして60歳以上がどのぐらいいるのかということ緊急性としております。非常に高いところについては今後リタイヤする人が増えてそのまま放っておくと、農地がそのまま使われなくなります。例えば遊休農用地であったり、耕作放棄に繋がっていくという形が、国全体の話ですが、一番我々日本国民として怖いところでございます。

今回の法人関係につきましては先程お話しした中仙中央地区が4法人を作るということになっておりますが、非常に若い方々も活発に動いておりまして、この地区では40歳代から活躍致しております。

もう一つ、去年の質問にもございましたが、どんどん集約しながら効率的な農業をするという形になって

くると、当然辞めていく方も出てきます。この事業そのものは同意をとるということで100人いれば100人同意していただくと、例えば10人でこの担い手として残っていく時に、90人の方々がどうするのかという話になりますが、この法人の方に雇用として参加しながら農業を担って行って、最終的に農業を守るという形とその地域、農村を守るということから、このほ場整備を今回計画している地区でございます。以上でございます。

委員長：よろしいでしょうか。他にございませんか。

山口委員：「農地集積率」という言葉がありますが、正確な定義はどのような意味でしょうか。換地によって、法人の中に連担していくということが農地集積ということでしょうか。

農山村振興課職員：農地集積率というのは、ここで言えば担い手に対してどの程度地域の面積を集積したかと、連担とかそういうことではなくて、面積の実数として何%担い手に集積したかというのを農地集積率ということで今回定義してあります。

山口委員：その担い手というのは、今回説明を受けた4つの法人ですね。

農山村振興課職員：そうです。4つの法人の方に地域の面積の89%を集積、集めるという意味合いの数字です。

山口委員：土地の所有権はどうなるのでしょうか。

農山村振興課職員：基本的には所有権は動かないで法人の方に農地を貸しだすと、だから10年くらいの契約の中で利用権を設定するという形になっています。

山口委員：可能な換地をした上で、連担していくということですね。

農山村振興課職員：そうです。

沼倉委員：「組合」という名前が付いているということは、農事組合法人は解散する可能性があるのですか。

農山村振興課職員：あると思います。

農山村振興課長：付け加えますが、農事組合法人ということで農業法人というのは農事組合法人と会社法と2つあるんです。この中で私今お話したのが農事組合法人で、ほ場整備をきっかけに、今だいたいこの集落型の法人は130ありまして、このほ場整備をきっかけに作られた法人が67あります。今、委員ご指摘の形なんですけど幸いなことに今のところ解散した事例がないということでございます。

沼倉委員：会社法であれば、解散は経営が成り立たないといった、ある意味どうしようもない理由が想定できるのですが、農事組合法人は、それぞれの人間がそれぞれの土地に所有権を持ったまま、農地整備に合意してスタートする訳です。もし、その後どうしても意見が合わなかった場合、例えば2つに割れるとか、バラバラになるといった事例は、今まではなかったのでしょうか。制度的にはあり得るのでしょうか。

農山村振興課長：農協法の72条で先程委員が言われたような形のもとに、法人という形が決められておりますので、幸いなことにないですが、確かに言われてみるとそういうこともあり得るという答えになると思います。

農山村振興課職員：農家の方々は、この法人には構成員という形で参加しております。その構成員の方がそれぞれの経営状況によって先程担当が言ったとおり利用権設定して参加する方もおりますし、単なる作業受委託で参加するというふうな形態もございますが、法人が解散になった場合は、この地域で他に認定農業者の方がいらっしゃればそちらの方に作業受委託なり利用権設定なりを行うという形態もございますし、一旦解散してまた新たな法人を意見の合う方だけで別々に設立するという形態もあろうかと思えます。

現在のところ幸いそういうケースはございませんが、そういうことが考えられると思います。以上です。

沼倉委員：この事業は、国民の税金を使って行うわけです。それも事業費の90%以上が税金です。そうである以上は、農地を集積するというのが目的の上で、縛りのような条件はあるのでしょうか。

例えば、今後10年は申し込んだ時の法人がやらなければいけないとか。また、その後、仮に解散した場合は、担い手の方でなければ事業は継続できないといった縛りはあるのでしょうか。

農山村振興課職員：国庫補助事業ですのでこの事業達成要件というのは当然ございまして、事業始まってから完了後概ね4、5年ということで、10年後に目標年度があり、再度、今の計画されている形態がその通りやっているのかどうかというのは検証することになってございます。

農山村振興課長：当然のことでございますが、会計検査というものがございまして、それに合わない時には補助金返還という非常に辛い形ですがお金を国の方に返すというふうな形になります。

委員長：そういう意味では、いいかげんなことはできないということですね。

ただ、今まではなくても、今後もないとは言えないでしょうから、公金を使った事業が無駄にならないよう注意していただきたいと思います。

渋谷委員：ほ場整備を始める前に農業法人を設立することが条件となっていると思います。資料でも、ほとんどは初年度中に農業法人設立ということで書かれています。ただ、一ヶ所だけ年度がなくて、「3法人設立予定」と記載されてあります。

事業を始めてから、2年目ぐらいには、ほ場整備がだんだん進んでいくと思うんですが、それまでには法人は出来ていなくて、設立見込みが分からないために年度が入っていないのでしょうか。

委員長：資料の何頁ですか。

渋谷委員：資料の7頁で、「地区の概要」のところです。他の頁は全部、25年3月には設立予定とか、27年度には設立予定と具体的に日にちが載っています。

農山村振興課職員：このナンバー6のところだけ設立年度を記入してありませんでしたが、他の地区と同じく、計画上は25年3月までに設立予定であるということになっています。

委員長：他にいかがでしょうか。

加賀谷委員：今説明していただいた資料の「評点」のことですが、「必要性」や「緊急性」、「有効性」、「効率性」ということで、トータルで100点満点の事業評価することになっておりますが、100点満点の中で例えば「必要性」というのは一番上にあるのですが、満点を取ったとしても10点で、1/10のウエイトしかありません。評価というのは、点数の多いところで頑張れば高得点になる法則のようなものがあるわけで、評価点のバランスを考えると、「必要性」のウエイトをもう少し上げる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

農山村振興課長：この必要性については例えば緊急性であったり、私共が言っている熟度であったり、プライオリティに応じた形というものもあろうかと思えます。そういう意味では委員の方々のご意見も参考にしながら、もう少し考えさせていただいてよろしいでしょうか。

加賀谷委員：今すぐということではありません。評価項目の配点を公平に分けておけば、評価はスムーズに出来ると考えて、実際に私もやっていますので、その辺のところを教えていただきたいと思えます。

農山村振興課長：わかりました。こちらの公共事業は先程言いましたとおり、地元の方々が手を挙げてきて、44地区の中から熟度の高い地区を選択させていただいております。そういう意味で必要性というのは非常に私方感じていて、客観的に判断する時に、言いましたとおり熟度であったり、効率性であったりを我々審査する側からこの点数を付けております。

委員長：関連いたしますが、今、加賀谷委員が言われた「必要性」は、農業関係は10点の配点になっています。すなわち1/10ですが、これから行う建設交通部は35点や45点と高くなっております。私は当然、加賀谷委員と同じように、文字通り「必要性」こそが最重要項目かなと思っておりますので、そのくらいあってもいいと思っておりました。

もう一点ですが、昨年の新規事業評価で、斉内川の河川工事がありました。今回、相乗的に事業をやられるというのは選定理由として非常に良いことだと思っております。

では、建設交通部を含めた全体の説明が終わってからも、質問は受け付けますので、農林水産部の質疑は一旦、打ち切って、建設交通部所管の11件について審議を行います。

都市計画課、道路課、河川砂防課、港湾空港課の順に説明をお願い致します。

都市計画課長：都市計画課の阿部でございます。よろしくお願ひ致します。それでは都市計画課所管事業の審議箇所につきましてご説明致します。青のインデックスの県一新-01をお開き下さい。

事業名は地方道路交付金事業です。事業種別につきましては現道拡幅、路線名と施工場所は都市計画道路久保田古館線、鹿角市花輪横丁となっております。事業の概要でございますが、事業期間が平成24年から平成28年までの5年間、総事業費は8億5,000万円でございます。事業規模と致しましては、施工延長が231m、幅員は6(16)となっておりますが、車道幅員が6mでございまして歩道を含めた道路の全幅が16mということでございます。次に事業の立案に至る背景でございますが5頁をお開き願ひます。位置図ですが久保田古館線の路線につきましては黄色と赤で表示してございます。

この図面からもお分りのとおり、鹿角市内の東西間を結ぶ基幹道路ということになってございます。続きまして6頁をお願い致します。鹿角市中心部の図面でございますが、真ん中の赤く示している部分が事業箇所となっております。この沿線には鹿角市の保健センターなどが入っている鹿角市役所の花輪支所、近くには花輪小学校それから中学校とございます。歩行者や自転車交通が非常に多い箇所となっております。

しかしながら現道は車道幅員で5m、歩道も整備されていないという状況でございまして、歩行者や自転車が非常に危険な状況にさらされているという状況でございまして、

事業箇所の西側、図面では左側になりますが黄色く網掛けをした部分がございまして、これは鹿角市でコンパクトな町づくりを目指しまして、鹿角組合総合病院跡地を利用して今年度から都市再生整備事業を導入致しまして、学習文化交流施設としまして地域交流センター、子育て世代支援センター、図書館などを建設しております。住宅につきましても花輪駅の西側に整備中でございます。またその上の赤い点線でございますが、これにつきましては当事業箇所の延伸部分でございまして米代川にかかる久保田橋までを市街地への交通アクセス向上を図るということで鹿角市が都市計画変更を考えているところでございまして、将来の事業化の準備を進めているという区間でございまして、

なおこの部分の施工時期につきましては今のところ未定でございまして、鹿角市では当事業箇所を含めました区間を中心市街地の活性化につながる東西軸としまして学習文化交流施設を核としたまちづくりという

ことで、これに大きく貢献する重要な路線として位置づけております。7頁をご覧ください。写真が付いておりますが、現状はこのような歩道がなく道路の両側に約50cm～1m位のグリーンベルトを設置してございます。通学路でありまたバス路線でもあるということから、朝夕は特に歩行者が危険な状態となっております。

さらには車道幅員が狭いため車両の通行にも影響が出ております。なお、当該区間につきましては花輪ばやしの赤鳥居詰めの神事の集結点でもございまして、この路線の整備によりましてイベント等にも貢献できるものと考えております。

次に8頁をご覧くださいと思います。費用便益の計算結果でございますが、いわゆるB/Cにつきましては③の結果に示してあるとおり、1.239となっております。効率性はかなり高いものと判断してございます。2頁にお戻り願います。所管課の1次評価ということでございますが、必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度という5項目の判定でトータルが83点ということになっておりまして、点数から申しましても非常に緊急性が、事業の実施の必要性が高いというような内容でございます。

効率性につきましては用地補償費等を極力抑えるためにこの路線につきましては7頁の図面の通り、片側のみの拡幅としておりましてコスト縮減にも努めております。図面の下の南側ですがそちらの方だけを拡幅するという計画でございます。熟度につきましても地元の期待も非常に高く早期着手を望まれているところでございます。5の最終評価につきましては事業の実施は妥当であるというふうに判断しております。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長：質問は後でまとめてやりたいと思いますので、引き続き説明の方お願い致します。

道路課：続きまして道路課の方の事業についてご説明致します。今回道路課の方からは地方道路交付金事業の改築事業2件、それから雪寒事業1件、交通安全事業3件の計6件でございますが、今回はその改築事業と交通安全事業のうちそれぞれ総事業費が最も高い工事につきまして説明致します。

青のインデックスの新-3をお開き下さい。路線名が一般県道あきた北空港西線、箇所名が北秋田市小ケ田となっております。

5頁をお開き下さい。ここに秋田県の高規格幹線道路網図ということで県内の高速道路の状況が記載されております。秋田県内の高速道路の計画されている総延長は約360kmでございます。このうち今までのところ供用したのが277km、率にしまして約77%という状況でございます。77%といいますとかなり出来上がっているように感じますが、実際に利用している方からはなかなかそれが実感できないのが実情だと思います。それがいわゆる我々はミッシングリンクと言っていますが、まだ未着手の状況のところがこの図面の赤で縁取りされている3箇所でございます。

北の方から二ツ井白神・あきた北空港間、それから下の方に行きまして遊佐・象潟間、それから新庄北・雄勝こまち間という状況でございます。このうち一番上の方の二ツ井白神・あきた北空港間と言いますのは、国土交通省の計画段階評価というものがありまして、これはルート選定をどうするかというものでございますが、今年の8月に現道を活用した案を妥当とするという委員会の方針が出ました。それを受けての今後の工事を行っていくというものでございます。

次に6頁をお開き下さい。ここに図面の左側の方に二ツ井白神ICというのがあります。それから図面の右側にあきた北空港ICというのがあります。二ツ井白神ICまでは日本海沿岸東北自動車道が出来ております。それからあきた北空港ICまでは鷹巣大館道路ということで平成20年代後半を目標に工事が進められております。それで今回行おうとするものが二ツ井白神からあきた北空港間、このうち国土交通省との話し合いで秋田県が実施する区間と言うことで、ここに赤で小ケ田工区延長3,610mというようにありますが、この区間の工事を行おうとするものでございます。

他の二ツ井白神・あきた北空港間のこれ以外の区間につきましては、国土交通省の方で行うというような話し合い協議を行っております。それからここの完成時期でございますが、鷹巣大館道路と同様に平成20年代後半、目標としましては同時供用を目指したいと考えております。

それでは1頁へお戻り下さい。事業の立案に至る背景でございますが、ここの3行目に書いてあります今

まで説明したことでもあるんですが、日沿道の二ツ井白神・あきた北空港間における現道活用案の一部をなすということで、隣接する鷹巣大館道路と同時供用することにより高速道路の一翼を担うその高速道路の機能に近い速達性、定時性を確保していく等々の目的を持っております。

その下に事業費内訳がありますが、全体事業費で55億ということをご想定しております。次に2頁目をお開き下さい。ここに所管課の1次評価ということで記載されております。ここに書いてあります必要性、緊急性につきましては今申し上げましたように、早期に高速ネットワークを完成させるでありますとか、鷹巣大館道路との同時供用を目指すということで実施していきたいと。それから有効性につきましては、第一次の緊急輸送道路、さらには北秋田市民病院へのアクセス道路という意味合いがございます。それから効率性につきましては、これはいわゆる費用対効果ということになるわけなんです、これにつきましてはまず2.3ということで詳しくは次の4頁に計算が記載されております。

熟度としましては高速道路の持つ、始めからは自動車専用道路ということにはちょっとならないが、高速道路に近い形の道路を作っていくというように考えております。こういうことから判定としては80点ということで優先度の高い道路と位置づけております。県の主要施策である高速交通体系の一翼を担うということからもまず出来るだけ早くこの工事は完成させていきたいと考えています。

次にインデックスの県一新一5をお願い致します。1頁目でございますが国道103号それから箇所名が鹿角市五ノ岱、事業名が地方道路交付金事業の交通安全ということになっております。

図面の5頁目をお開き下さい。左上から右下にかけまして国道103号が記載されております。国道103号は青森県の青森市を起点としまして十和田市それから十和田湖そしてこの小坂町、鹿角市を経て大館市に至るという道路でございますが、ここに記されていますのは右下が十和田高校と書いてありますがここが鹿角市十和田毛馬内、これから十和田湖方向へ抜けての道路でございます。この図面の凡例に示してありますように、赤が事業区間、それと黒で示されているものが既設の歩道でございます。歩道につきましては右と左に分けて記載されております。それから通学路指定区間、これを青で示しております。ですから今回の歩道整備する区間は通学路指定区間となっている大湯温泉の付近の工事ということになります。

1頁戻ってもらいまして4頁をお開き下さい。ここに平面図を縮小したものが出ております。左下に標準横断図とありまして、現在7mの道路を、2.5mの歩道を付けて11mにしようというものでございます。現況の状況につきましては6頁から写真が付いていますが、冬になりますと非常に道路が混雑すると、その混雑する狭い道路の中に大型車が多く入ってくるという状況になります。そうした状況の中、大変危険な状況になっているというところでございます。

それでは1頁目に戻って下さい。そうしますとこの事業の立案に至る背景ということでございますが、これまで説明したところをもう一回繰り返すような形になりますが、下から3行目にありますように幅員が大変狭いということ、それに観光地でもありますので大型車が入り込んで大変危険だということでございます。事業の目的としましては、通学路における児童の安全、それから観光地におけるバスなどの大型車のすれ違い困難箇所の解消ということを考えております。事業費としては8億9,000万円、これを平成29年度まで、6年間で仕上げたいというように考えております。

2頁目をお開き下さい。必要性につきましては今説明したように観光道路であること、それから通学路であること等が挙げられます。それから緊急性としましては、3行目に書いております事故がこの15年間で8件発生しております。有効性につきましては、鹿角組合総合病院でありますとか大湯リハビリ病院、このような病院へのアクセスにも有効な道路でございます。効率性につきましては現道拡幅でもありますので、工事した区間が随時そのまま新たな道路として活用できるというふうに考えております。熟度につきましては地元からも整備の要望が強く、地元の体制も整っていると、協力的であるという状況で判定としましては90点となっております。小学生の通学路の安全確保と合わせて観光地、それから医療機関へのアクセスの改善ということで私共としては事業効果の非常に高い事業だと考えております。以上でございます。

委員長：ありがとうございました。引き続きお願いします。

河川砂防課：それでは続きまして河川砂防課所管事業の審議箇所についてご説明致します。今回、審議箇所としまして通常砂防事業2件、火山砂防事業1件の計3件のご審議をお願いしているところでございます、このうち事業規模が最も大きい通常砂防事業の小沢地区についてご説明致します。

はじめにインデックスの青の県一新-9の4頁をお開き下さい。当該箇所は旧雄勝郡雄勝町でございます、湯沢横手道路の雄勝こまちインターチェンジから南に約4kmに位置しております。国道108号から西側に入る市道沿いの土石流危険渓流で、戻って1頁をお開き下さい。

事業の立案に至る背景でございますが、この渓流は保全対象として人家が11戸、市道が360m、公民館1戸などを抱える渓流でございます。この渓流につきましては皆さんも新聞等でご存じの方もいると思いますが、昨年7月17日の集中豪雨によりまして、この流域内で山腹崩壊、それから溪岸侵食が発生しまして、床下浸水が1戸、また市道に土砂が流出して道路を埋そくする被害が発生しておりまして、この道路の不通によりまして地域が一時孤立状態になっております。

次に5頁お開き下さい。前後して大変申し訳ないですが、この写真を示しておりますが、ここに不安定な土砂が以前として大量に堆積しております。今後の豪雨によりまして、土石流が再度発生する危険性が非常に高い状態だということでございます。事業規模は新規に砂防堰堤を一基、それに続きます渓流保全工として200mを計画しておりまして、事業期間は平成24年度から平成27年度までの4年間、総事業費として2億7,700万円を予定しております。

また戻りますが、2頁目お開き下さい。1次評価についてでございますが必要性から熟度までの5つの観点で評価を行っております。このうち必要性、緊急性、有効性につきましてはただいまご説明したとおりでございます。効率性についてでございますが、B/Cが3.15ということで効率性に関しては非常に高いと評価しております。当該箇所につきましては工事の際に残存型枠の使用などコスト縮減にも非常に配慮をしております、こういうコストを縮減しながら事業をするということも1つのこの特徴でございます。

次に熟度でございますが、先程ご説明しましたように昨年度発生した災害によりまして、地元住民の防災意識、これが非常に高いものでございまして、湯沢市を通じまして早急な砂防施設の整備、この要望がなされておりました、事業遂行に当たりましては、合意形成は十分になされているという状況でございます。以上、全ての項目におきまして評価点が高くなっておりまして、合計点が88点ということで県民の生命や財産を保全する上では効果の大きい事業箇所であると判断しております。

なお、他にも同様の砂防事業としまして、県一新-8の上台沢、県一新-10の谷地村沢についても載せております。以上でございますのでよろしくご審議の程お願い致します。

委員長：それでは最後に港湾空港課の説明をお願い致します。

港湾空港課：続きまして港湾空港課所管事業の審議箇所についてご説明申し上げます。審議箇所は港湾整備事業の1件になります。

青インデックスの一番最後の11番1頁をお開き下さい。事業名が秋田港国際コンテナターミナル施設整備事業、事業種別は埠頭整備です。事業箇所が秋田港外港地区となっております。事業概要につきましては4頁のA3版の折込資料に基づきご説明致します。整備予定箇所ですが、右上の方に秋田港、ちょっと小さいですが位置図を付けておりまして、その下に今年の7月に撮りました秋田港の外港地区の航空写真を載せております。こちらの黄色の波線で示しております区域が現在秋田港で進めておりますコンテナターミナル整備事業の一期計画ということでそちらを今工事をしている区間がこの黄色の区域になります。

その隣の赤色の波線で示しておりますのが、今回提案させていただいております二期計画の整備予定箇所です。左下に秋田港のコンテナ貨物の推移と今後の貨物量推計のグラフを付けております。

秋田港の外貿コンテナ航路は平成7年に開設され、平成8年に約1万TEUだった取扱量は平成22年には約5万TEUと5倍に増加しております。増加したコンテナ貨物に対応して現状の大浜コンテナヤードが手狭になったということで、平成21年から3箇年計画で外港地区に新たな国際コンテナターミナル整備事業の一期計画というものを進めておりまして、こちらの方が平成24年春のオープンを目指しまして現在集中的な

整備を行っております。新国際コンテナターミナルの一期計画は、ヤード面積が10haということで現在の大浜のコンテナヤードが約4haですので、その約2.5倍の面積がありまして、そこで取り扱えるコンテナの量としまして7万TEUのコンテナを取り扱うことが可能な計画で進めておりますが、平成23年今年に入りまして各月のコンテナ取扱量が過去最高を記録するなど、取扱量が大幅に増加しております、今年取扱量としては過去最高の6万2,000TEUを超えるような形で推移しております。このままの状況でいきますと、ここ数年のうちにも7万TEUを超えるというふうな見通しになりまして、今回二期計画の方に着工を計画しているものです。

二期計画の概要ですが、現在整備中のコンテナターミナルに隣接した赤色の上の中央の図面で示した区域ですが、これを整備することによりましてコンテナの取扱量を10万TEUに扱えるというふうな計画でございます。

整備計画としましては右下の方に工程表、年次計画付けております。事業内容としましてはヤードの面積が、ヤード舗装が5ha、それと軟弱地盤処理が4.5ha、照明施設、埠頭保安施設のSOLAS施設、ヤード内の荷役機械であるトランスファークレーン1機の増設で合計13億円の事業費です。

軟弱地盤処理につきましては、こちらにつきましては大王製紙を誘致するというところで秋田港の飯島地区工業団地を造成する時に、海底土砂をポンプにより連続的に浚渫し造成を行っておりますが、その際に造成地表面に浮いてきたヘドロ状の土砂を今回の整備予定箇所に処理しております。丁度既設護岸の背後を除きまして、約4.5haにその軟弱な層が入っているということが分かっております、それを処理する必要があるということでございます。

年次計画としましては平成24年にヤードの設計を行いまして、平成25年度に軟弱地盤処理工事、平成26年度にヤード舗装を行い、完成させる3箇年計画を予定しております。

評価調書の1頁に戻って下さい。概要につきましては今説明させていただきましたので、調書の下から2行目の事業を取りまく環境の変化についてですが、ロシア極東や中国東北部への日系の自動車関連企業の進出や、ロシア極東のハバロフスク地方のアムールスクで木材加工関連の最大手のセイホクグループの操業開始が予定されておまして、極東からの合板材料の安定的な輸入が見込まれるなど、対岸貿易振興の前提条件となっております、ロシア極東航路開設というのが目前となっております。

また、この度の東日本大震災で秋田港は被災した太平洋側の復旧と経済活動を支えるため、救援活動や生活物資の輸送拠点として多様な機能を発揮し、東北地方の経済交流を支える物流拠点として機能することを実績として示しております。

次に事業効果把握手法についてですが、指標として秋田港の年間コンテナ取扱量を設定しております、今回は二期計画完成時の10万TEUを目標値にしております。達成値は平成22年のコンテナ取扱量の4万9,265TEUということで49%になりますが、先程も説明致しましたが、今年の貨物量は6万2,000TEUを超えるような見通しになっておまして、ここ数年内にも一期計画のコンテナ取扱量の7万TEUを超える見込みです。

次に2頁目の所管課の1次評価ですが、必要性、緊急性、有効性などただいま説明したような形で県の施策の中にも入っている事業でございまして、それぞれが満点ということで評価させていただいております。

また、効率性についてですが、費用便益B/Cという形でこちらの方は港湾整備事業の費用対効果分析マニュアルというふうなものが国の方から出ておまして、それに基づいて算定しております。算定の方法について概要を話させていただきますと港湾整備が行われなかった場合に、秋田港で貨物が取り扱えないため隣接の酒田港まで陸送するのにかかる輸送コストの増加を便益としておまして、これに施設の耐用年数50年を加算して求めておまして、総便益が190億円になります。

一方、費用につきましては今回の二期計画の整備費用の他に、直轄事業で実施している静穏度対策工事、それと今後の維持管理費用、そういうふうなものを加算致しまして72億円になりまして、B/Cは2.6ということで効率性も高い評価となっております。

最後に、熟度についてですが、港湾計画の策定段階で港湾関係者、漁業関係者、地元住民につきましては十分な説明が行われておまして、右側の3頁のところの評価の項目としまして、その他の協力体制の項目

というのがございまして、こちらの方を評価しないということで2点を減点致しまして合計98点ということで評価しております。このことから日本海側北部地域の物流拠点として秋田港の更なる機能強化を図るため国際コンテナターミナル整備事業の二期計画に着手する必要があると考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長：ありがとうございます。ご説明をお伺いして、この事業の「必要性」は、非常に重要な項目だと感じました。

確認を2つお願いします。先程加賀谷委員から質問がありましたが、それに関連して私は、「必要性」の配点が建設交通部は35点とか45点と高いと申し上げました。ですが、今よく見ると20点という配点や30点という配点とかありますので、そのご説明をお願いします。

もう1つですが、新-5の調書1頁の「規模」ですが、幅が6m(11m)になると記載されています。その内訳が1.25、3、3プラス1.25、2.5と書いていますが、要するに歩道とか車道などで11mになるということでしょうか。現在の幅員がW=5.5(7.0)となっていることとの関係をご説明下さい。

道路課長：最後のご質問から答えさせていただきます。インデックスの県-新-5の4頁をお開き下さい。説明が不足していたかと思いますが、現在の幅員が標準横断図と書いてありますが全幅で7m、この2.75、2.75というのがこれが車道部でございまして、これが2つ合わせて5.5mです。そして0.75mの路肩が両側にあるというのが現状でございます。

事務局：「必要性」の配点ですが、例えば、県-新-5の3頁のところで表が公共事業箇所評価基準ということで別表5(21)と、評価種別に新規箇所評価、適用基準名で交通安全事業(歩道)とあります。各事業毎によってこの判断する基準が変わっております。

例えば交通安全であれば必要性がこの35点ということになっておりますが、県-9の3頁目と比べていただきますと、ここには新規事業評価の適用基準が砂防事業となっております。この砂防事業の方の必要性は20点の配点ということになっております。安全を守るということでの交通安全の必要性の配点と、砂防事業はの必要性の配点には違いがあります。砂防事業は当然必要な事業なので、それ以外の災害の実績などの緊急度やどのぐらいの人を守れるかとか有効性の配点をあげているということにであります。

農林部局の方の必要性が10点というのも、必要性はみんな必要だと思っているので、それ以外の項目で評価する。例えば土地改良で有効性や地元の熟度の点数で評価するという形になっております。こういう回答でよろしいでしょうか。

委員長：大変よくわかりました。ただいまの建設交通部所管の5件について説明をいただきましたが、これに限定せず11件全てについてご質問、ご意見ございませんか。

嶋田委員：一番最後の国際コンテナターミナルの二期計画は、貿易をやる者としては、確かにあればいいんですが、特に今年6万2,400TEUの規模になって、それが、そのまま伸びていくだろうという計画が書いてあります。今年は震災の影響で秋田港に荷物がたくさん来たというのが実情です。

確かにこの事業が実施されれば、ロシア航路の誘致にはいいんですが、この事業に関しては国の補助金は入らないようです。だとすれば、例えば秋田港なら、耐震の岸壁が二箇所だけ予定されていると聞いていますが、もう少し増やしていただいて、地震対策や、津波に対するハザードマップを踏まえた対策に予算をかけた方が良くはないかと思いました。

それから、新-3の高規格幹線道路についてです。特に今回の事業箇所は、これが繋がれば東北自動車道に全部繋がりますので、一刻も早くやっただけであれば非常に良いと思います。南は山形県と繋がるところが二箇所、こちらも少しでも早く繋げていただければいいのですが、山形県側も完全には出来ていないこともありますので、北だけでも繋げていただければ良いと思います。

もう1つ、砂防の件ですが、台風などで水が溢れてしまう場合、私は非常に「緊急性」があると思います。人が多くは住んでいないからという話もありますが、もしまたそこが崩れれば被害が出るのは分かっていることです。確かに、狭い道路で通学に色々不便があるところも先程見させていただきましたが、土崎の新国道の辺りもかなり危険で同じ様な状況にあります。それぞれの場所や所管する課が違うので、それぞれが計画してその中で優先順位を付けているのでしょうか、もっと県全体の優先度で事業をやってほしい。県全体の優先順位で判断してもらえた方が良いのかなと思いました。

委員長：ただいま質問と意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

港湾空港課：国際コンテナターミナル二期計画の方で、嶋田委員の方からご質問のありました今年の貨物量が震災の影響で非常に増えているだけで、本当にその後も順調に伸びるんだろうかという主旨のご質問だったと思います。が、秋田港のコンテナ貨物量のデータと致しまして、実は今年1月、2月のいわゆる震災が起きる前の段階から今年度、前年度比の3割増し程度の貨物量で推移しております。

月当たりの取扱量が約5,000TEUを超えており、単純にそれを12倍しますと6万という数字になります。

1月、2月の段階から今年度、経済情勢、世界経済の情勢により、かなりコンテナの貨物等は影響されますが、そういう意味では回復傾向にありまして増えている状況にあります。

その後震災の影響は確かにございまして、例えば5月、6月とか月で5,800TEUと地震の関係の需要だろうと思われるような増加もありましたが、基本的には始めに説明しましたように当初から今年は順調な推移をしていました。その後の伸びにつきましてもコンテナについては世界的にコンテナ化率というのがどんどん進んでおりまして、秋田港の今回お示した平成7年からの貨物量の推移を見ていただいても順調に伸びているという状況にありますので、来年度が今年の貨物を維持するかどうかは別にして、間違いなくその二期計画の必要性があるということで今回提案させていただいております。

それから、耐震岸壁のご質問ありましたが、まさにご指摘のとおり秋田港では寺内地区に耐震岸壁が一箇所あります。それから飯島地区の方で国の直轄事業でマイナス11m水深のところ耐震岸壁を整備しておりまして、今年完成する予定になっております。それとさらにそれ以上の耐震岸壁を整備したらというお話ですが、こちらにつきましても秋田港で、今、日本海側の拠点港に応募しておりまして、国の方の選定作業が、今まさに最中なんです、そちらの提案書の中に長期計画として現在のコンテナターミナルを沖合側に拡張しまして、その部分を耐震岸壁化する構想を盛り込んでおります。以上、よろしくお願ひします。

委員長：よろしいでしょうか。岩壁の耐震化について、私も今の説明でわかったんですが、国の事業として実施されている部分も多いようです。国も県も先行投資をした上で、その利活用によって経済効果を目指しているということかと思ひます。経済と災害対応、どちらも大事なことでしょうから、耐震化事業も考えていただければと思ひます。

また、私も同感ですが、高速道路はやはり、繋がったほうがいいわけですね。南の方も重要ですし、北の方もあきた北空港の問題もありますので、是非大館小坂にも繋がるようにしていただきたいと思ひます。

大島委員：全体を聞いていまして農業の方に関しましては、秋田に住んでいてすごく地産地消というのが秋田県では確立されているなというのが非常に感じており、今回の計画で出されましたこのほ場の大型化によってそれがさらに進んでくれることを期待しています。

また、他の委員からもありましたように、建設の方に関しましては、秋田県は県域が広いにも関わらず高速道路が途中で切れているところがあるのでそれが繋がれば、もっと迅速な物流であったり、観光も便利になりますし、という面があるのでそれも非常に期待しております。

コンテナ港のことなんです、これも期待が大きいんですが、環日本海ですとロシアと中国と貿易扱ひ量は多分韓国が一番だったような気がします。今後ロシア頼りになると、ロシアだと政策の影響によって非常に取扱量が変わってくるので、その辺がちょっと心配だなと思ひますが、今やらないと新潟だとか函館に

一番の座を獲られてしまうので、是非この機会を生かして発展していただきたいなど、非常に期待のこもった計画が今回は出されてきて非常に楽しみにしております。

委員長：ありがとうございます。非常に力強くサポートする意見でありがたいと思います。

館岡委員：私も特に質問ということはないんですが、農業に関して言えば米も主体なんですが、転作ですとかその他色々な野菜を使つての経営が進めばいいと思います。メーカーと提携していて、すごく忙しいんだけどトマトをやったお陰ですごく生活が安定したという話も聞いているので、農家の一人として農家の収入が多くなるように繋がっていけばいいなと思っています。

私は果樹農家で、果樹農家というのは一人一人があまりにも職人的すぎて、なかなか米のようにうまくまとまらないというか、一緒に勉強会とかはするんですが、こういうふうにお米のように集団とかそういうふうにならないのがなかなかちょっと残念だなって思います。もう5年、10年と過ぎれば果樹農家は確実に経営していく戸数が減るといのが見込まれているんですが、なかなかこう思い切つて集団というふうにはいかない。担い手もなかなか増えてくれないというのが残念だなと思っています。

その原因の一番はやっぱり経営が大変だということでしょうから、まず今、やっている者としてもっとこう上手く経営していけるようになれば少しずつでも担い手が増えてくれるかなというふうに期待してします。

また今年、去年の冬の横手の方の豪雪ですとか、そういうもので果樹園の木とかがかなり駄目になってしまっていて、思い切つて辞めたという農家の方々の話を聞くことがあるので、やっぱり秋田県として見たら果樹というものはたいした量ではないかもしれないんですが、守って行ってほしいと期待しているところです。

立川委員：新-9のインデックスの砂防事業のことでちょっと1点ご質問させていただきたいと思います。

ちょっと細かいんですが3頁の有効性のところの災害弱者施設の有無という項目がございますが、これは施設ということですので、一般の民家は入らないという認識でよろしいのでしょうか。

河川砂防課：災害弱者施設と言いますのは、要援護者施設で高齢者施設とか障害者施設、病院とかそういうものをさしますので一般の民家は入りません。

立川委員：わかりました。今回の場合はこれはまあゼロということでその施設はなかったということですね。

1頁の事業を取りまく情勢の変化、下の方でございますが、平成21年度の山口県の災害の例を出されまして援護者施設が保全対象になる危険箇所、こういうものが今後また非常に重要になっていくだろうという認識をされていると思いますが、今回のこの事業については私も異議ないんですが、今後災害弱者というものをこの評価の際にもう少し具体的に評価出来るような指標というんでしょうか、そういうものがむしろ今後あったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

例えば先程の農業の中では高齢化率というのがありますが、なかなか難しいかとは思いますが、今後その災害弱者に少しポイントをおいた評価の手法というものを検討していただければなというふうに思っております。これ意見です。

河川砂防課：付け加えさせていただきますと、この評価の中では確かに弱者の施設というのは点数にはカウントされておませんが、今、砂防事業の中では、委員がおっしゃったように山口県の事故を契機にやっぱり自力では避難出来ない、逃げられない人、そういう弱者施設を守るというのが砂防事業の中では主要な政策となつて重点的にはやっております。たまたまここには点数として現れてきておませんが、おっしゃるように1つの政策です。

立川委員：そうしますとやはりこの評価基準の中にも何か具体的に盛り込めるような今後工夫というのもあっていいのかなというふうにちょっと思ったものですから、質問しました。

河川砂防課：それについてはこちらの方としても検討してみたいと思います。

委員長：先程、館岡さんの方から果樹等についての意見がありましたが、例えば基盤整備とかそういうものの中で、秋田県の場合は果樹そのものがウエイトが比較的他の県に比べると小さいこともあるように思えます。何か補助事業などの形で支援事業は当然あると思いますが、同じ農林水産部の中でも、何か果樹について公共事業などで支援した実例とかあるものですか。あるいは、そういう制度には合わないので、別の方法で支援しているということなのでしょうか。

農山村振興課長：あくまでも事例として申し上げます。農一新一の8の7頁をお開き下さい。横手市の栄南部地区になっております。左側の地区の特徴ということで②に果樹の高質化、高品質、高収益ということで書かれております。L字型のほ場整備の形になっていますが、そこに残されているところがほとんど樹園地になっております。今回の大雪でかなり被災を受けた方々もおります。

平鹿関係でいきますと、他の地域でもほ場整備をいっぱいやっているところありまして、わい化栽培ということでどんどん急傾斜地から田んぼの方に下りてきて、館岡さんが一番よくわかると思うんですが、果樹というのは非常に労力使います。殆ど365日休まないぐらいの労力を使う大変な実はものです。ということもあって傾斜地から平場の方に下りてきて、私達がやる土地改良事業関係のところには樹園地という形のもとに設けたりもしております。

私達が今目指しているりんご関係については、私専門でないんですが、様々な品種改良をしていますし、例えば私の課でもやっているグリーンツーリズム関係におきまして、農家民宿でプラスアンテナショップみたいな形、インターネット環境を使いながらりんごであったり米であったり、先程中仙中央で言ったきれいな水を使った米の販売であったり、そういう形で組めればいいなということで、決して果樹関係について無視しているわけではなくて、ただ、先程言った組み込む時に非常に手間がかかるので、やりたい人が逆に少ないというのが正直なところでございます。

委員長：砂防事業については先程嶋田委員からあったとおり、安全や人命や財産を守るということで行政としては当然必要なことだし、国からもそういう要請等がきていると思います。やはり可能な限り、災害を未然に防ぐ、あるいは最小限にするということで、道路の整備なども含めてやらないといけないと思います。

今まで災害がないからといって、やらないのではなく、これからに備えるという意味でも必要だと思います。

山口委員：一点うまく聞き取れなかったかもしれませんが、農林水産部で今回8件上がってきて、新規事業は1億円事業という話で、45件の要望があつて内8件という言葉があつたと思うのですが、私の記憶違いかもしれません。まず、事実確認です。

農山村振興課長：これから、今年から24年から5箇年の計画の中で市町村等からの要望が44地区、約4,000haの要望があがっております。

山口委員：それをこの評価の100点満点で8件まで絞って照会をかけているということなのかそれとも44のうち所管されている中から8件まで絞り込んで、その結果を100点満点でチェックしていったら全部判定をIとしたということなのか、どちらでしょうか。

農山村振興課長：両方言えると思います。点数評価の形をもう一回見てほしいんですが、先程の新一の7の2

頁3頁でちょっとご説明致します。全体の形については事務局の方との点数の評価の割り方ということで先程お約束した通り、委員の方々からお話になったことを付け加えながらやりたいと思います。

私共で一番大変な仕事は何かというと、先程言った地元の方々はやりたいんです。ただ、やりたいんですが熟度というところの同意状況がポイントになります。

今回お話ししました中仙中央は未同意者が存在するが、事業実施に支障がないということで3点と申し上げましたが、現段階で全員同意が得られて5点になりました。ただ、例えば100人のうち99人が賛成でたった1人未同意であっても真ん中に1人大きい面積の方が未同意だとすると私共のは場整備というのは出来ないんです。そういう意味で、先程言いましたとおり44地区やりたいというところはあるんですが、そういう意味で熟度にまだ達していないところがあるのでじっくり考えて下さいねという話であったり、先程言った経営体の形について集積の具合についてももう少し考えながら70%集積が出来るような形のもとに調整して下さいねというような形のもとに、ふるいをかけてきたのが今回の8地区です。

山口委員：そうするとそれとの関係で建設交通部は今回11件でしたか、これは要望が11件だったのか。それとももっとあったのだけれど点数が満たなかったから最終的に11件だったのか。

農山村振興課：建設交通部の前に私一言申し上げたいんですが、先程言った私共の8地区というのは全て同じ事業のは場整備事業でございます。そういうことで建設交通部の様々な事業とちょっと違いますので、ということでご理解下さい。

建設交通部次長：建設交通部なんですが、要望という形で市町村からたくさん上がってきておりますが、我々はずいぶん優先度ということでここに書いてあります他に、色々緊急性とか必要性とかそういうものを勘案しまして、優先度の高い順に並べているというところなんです。

山口委員：優先度の高い順番でいったら11までいったということですか。

建設交通部次長：いいえ、そういうことではなくて、先程の農林の方でも言ったとおりですが、熟度とか色んなものを見まして今年度の優先順位ということで、優先順位の高いところから11箇所ということなんです。

山口委員：なるほど、わかりました。ありがとうございます。

沼倉委員：建一新2の事業にはB/Cの計算がありますが、建一新5ではB/Cが記載されていません。この理由は何ですか。

道路課：道路の事業には先程申し上げましたが改築系の事業、さらには今回も雪寒事業も1件、それから安全施設事業が3件、お諮りしております。それで改築事業と言うのは道路を全体的に改良していくもの、これにつきましてはB/Cの計算をしております。そして今申し上げました交通安全施設、要するに歩道を設置していくような工事ですと、そもそもB/Cの計算が走行速度が如何に早くなったか、あとはその燃費が如何に向上したか、事故が如何に減ったかのこの3つで測定する関係上、交通安全のような、要するに歩道を設置するようなものにはそういうふうな計算の仕方をそのまま当てはめてもなかなかしっかりした数字が出ないので、雪寒事業でありますとか、歩道設置事業は特にB/Cの計算はしていません。

沼倉委員：「建一新5」の1頁の下に、事業効率把握手法というのがあって指標を歩道整備率としていますが、この指標で良いとお考えですか。

道路課：事業効率の把握の手法で今ご説明いただいたこの場合は歩道整備率を使っていますが、今まで県で

5箇年ごとの計画を作ってきた段階で、その5年後に歩道の設置延長をいくりにするというふうな目標を立てて整備を進めております。それで今回のこれも含めて整備率が数字的には39%、同じ数字にしかならないということでございます。ですからその長期的な計画に対して現在までいくら出来たかという数字がこの数字になります。

沼倉委員：よくわかります。よくわかりますが、私は政策評価の制度改善部会にいるもので事業の効率とかそういったものを把握する時に、指標をどのように置くべきかというのは大変難しい問題だと感じております。評価にもただチェックをすれば済むものと、そうでなくて色々と検討しなければいけないものとあるのは重々承知しているんですが、その中でもこういう数字を指標にして意味があるのかなと思うんですが、個人的にはどう思いますか。

道路課：確かに指標にはアウトカム指標とか例えば道路の整備率とか、ここでいけば歩道の整備率がどの数字を掲げたりします。それで我々も色んな指標の中で確かに利用者の方々から見てもらってなるほどと言えるような数値を出せるものは、今言われたような数値を作るんですが、なかなかそういうふうには達しないものにつきましては従来の指標と言いますか、この数字を使っているというのが実情です。

委員長：ただいま委員のほうから非常に貴重な意見、政策評価そのものに関する指標の妥当性についてお話がありました。こういう意見を参考にして、項目について検討していただければなと思います。

ちょうど約束の時間になって、遠路の方もおりますので一応差し支えなければここで意見集約ということにしたいと思います。

それでは委員会としての意見を集約したいと思います。今日各委員から出されました意見を今後の県の業務を行う上での参考としていただくものとし、県の評価調書の最終評価及び対応方針を本委員会で「可」として決定してよろしいでしょうか。

農山村振興課長：委員長1つだけ補足説明してもよろしいでしょうか。

委員長：どうぞ。

農山村振興課長：先程の我々のほ場整備事業として、国の要件は農地集積率を10%上げるという要件を記した、これが基準となっております。県はそれを上乘せして70%にしているということで、二重の基準になっているわけです。ようするに国の基準の方がゆるいわけです。先程私、単純に補助金返還と申し上げましたが、国の基準からは超えているという形になり、その上で県の基準となる70%を達成できるように頑張ってもらっております。

委員長：わかりました。

改めてお伺いしますが、県の対応方針を「可」としてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

本委員会として県の対応方針を「可」とするものと決定します。以上で審議を終わります。

皆様、ご協力ありがとうございました、また、大変お疲れ様でした。

少々、時間をオーバーして申し訳ございませんでした。

これからは事務局の方にバトンタッチしたいと思います。何かあればお願い致します。

事務局：進藤委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行お疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは次回の開催予定等について説明させていただきます。昨年度の第2回の委員会は11月上旬に開催

しておりますが、今年度議会等の運営方法の変更によりまして、第1回の開催が遅れた関係で第2回目は12月の中旬に行わせていただきたいというふうに考えております。

ちょっと2回目と3回目の件数見ますとものごくちょっと少ない件数となっておりますので、2回目と3回目を合併、まだ確定じゃないんですが、合併して行うことも視野においております。お帰りの際には委員の皆様には日程確認表をお渡しますしますので、よろしくお願い致します。

また、本日の議事録につきましては事務局で案を作成しまして、ご確認いただいた上で県のホームページに掲載させていただきますのでよろしくお願い致します。

最後に報告事項が一つあります。道路課の方から東日本大震災をうけまして道路のB/Cちょっと見直す作業を今現在行っております。その説明を簡単に石山政策監の方からさせていただきたいと思っております。

石山政策監：道路課の石山です。先程話題になりましたが道路事業についてのB/Cということで、先程課長からも現在は走行時間短縮便益、走行経費減少、交通事故減少という3つの直接便益に限定されております。東日本大震災をうけまして、国でも防災機能の評価等について検討を始めてございます。

実際、三陸縦貫道についてもこの評価指標で検討している最中でございます。

本県においても、地域の実情を反映しまして新たな指標を設定出来ればということで検討しているところです。5回の検討の中の今2回目を終わったところでございます。裏をご覧ください。タイムスケジュール表がございますが、1回目、費用便益項目の確認、2回目、ここまでは終わってございますが、便益指標の抽出、それからこれから3回目でございますがCVMと言いまして、道路サービスに対していくらの対価を払うかとか、そういうその指標の確認、それから4回目についてはケーススタディの実施、便益指標の、これは確定が行えればここで行いたいと、そういうことと、最後には最終報告ということでマニュアルを策定していきたいというふうに考えてございます。

途中報告でございますが、今後の議論が進めば新たな便益指標を設定しまして、来年度からの新規事業に活用してまいりたいというふうに考えてございます。年内にはまとめあげまして、次回の専門委員会にはご報告ができるかと思っております。以上でございます。

事務局：ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれを持ちまして本日の委員会を終了したいと思います。今日は大変お疲れ様でした。ありがとうございます。